

## 日本少年野球連盟 (ボーイズリーグ)

### 伊勢ジャガーズボーイズ (小学部) 規約

(名称)

**第1条** 本チームは、日本少年野球連盟「伊勢ジャガーズボーイズ」と称する。

(事務所)

**第2条** 本チームの事務所は、代表宅に置く。

(目的)

**第3条** 本チームは、硬式少年野球チームとして地域の少年硬式野球の灯を守り、野球を愛する児童に野球のあり方を指導し、野球を通じて心身の練磨とスポーツマンシップを理解させることに努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を養成し、次代を担う人材の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本チームは、第3条の目的の達成を目指して以下の事業を行う。

- (1) 土日、祝日を中心とした集団による反復練習
- (2) 日常的な自己トレーニング
- (3) 連盟主催大会及び地区大会への参加
- (4) 練習試合の実施
- (5) 主催大会の開催
- (6) 連盟及び三重県支部への協力
- (7) その他本チームの目的に必要なと思われる事業

(運営)

**第5条** 本チームの基本的な運営は、以下のとおりである。

- (1) 日常活動の運営(お茶の用意、専用グラウンドの整備、炊き出し、その他)は父母会にて行う。
- (2) 専用グラウンドの整備及び修繕等は、スタッフと父母会の協議のうえ行う。
- (3) 役員会(代表・副代表・総監督・監督・コーチ・マネージャー・顧問等)と父母会は連携して(1)(2)の活動を助けるとともに、基本的なチーム方針の決定を行う。
- (4) 練習方針、選手起用および試合運び等は、全て指導者に一任する。
- (5) 代表にはスタッフの任命、解雇権がある。
- (6) 事故(チーム活動中)には、連盟保険及び自動車保険の範囲内で対応する。

(会員の権利・義務)

**第6条** 会員は本規約に別に定めるもののほか、本チームのすべての事業に参加する権利を平等に有し、また規約、その他の規定を遵守し本チームの必要な事業に協力する義務を負う。

(入団)

**第7条** 入団しようとする者は、本規約を遵守する旨を明記した入団申込書及び誓約書を、本チームに提出しなければならない。

(登録料及び会費)

**第8条** 選手の保護者は、総会において別に定める会費、連盟登録料等を納入しなければならない。会費は入団申込書を提出した翌月から納める。

(除名)

**第9条** 会員が次の各号に該当するときは、総会の議決を経て、代表が除名できる

- (1) 本チームの名誉を傷つけ又は、本チームの目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本チームの会員として義務に違反したとき。
- (3) 会費の納入を怠ったとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。

(指導方針)

**第10条** グランド(大会、練習、大会を問わず)には、選手、監督、コーチ、マネージャー、代表、副代表、顧問、理事、チーム責任者以外は入れない。ただし監督、コーチ、その他の指導者の了解または、要請があったときは、この限りではない。また、練習方法、選手起用及び試合運びなどの指導方針は、指導者(監督、コーチ、マネージャー)に、その一切の権限を一任する。

(父母会)

**第11条** 父母会は、選手の保護者で運営する。その運営は父母会長に一任する。父母会において日常の運営を行う。

(事故)

**第12条** 事故時の場合は次の各号にて対応する。

- (1) 選手は連盟のスポーツ団体障害保険に必ず加入し、練習中、試合中などの事故にはその保険の範囲内で対応する。
- (2) 選手を除く団員は、連盟のスポーツ傷害保険に極力加入し、練習中、試合中などの

事故にはその保険の範囲内で対応する。

(3) 大会、練習試合などへの移動中の事故に関しては、その車両保険の範囲内で対応する。すなわち搭乗者保険に加入していない自動車も考えられるので、選手を含む団員は各自にて生命保険等に参加し、自己防衛に努める。

(4) チームは前3号の範囲を超える一切の責任を負わない。

(5) チームの活動上において、団員に障害などを与えた当事者には、一切の責任を問えない。

(6) 移動中の交通事故に関しての、対人対物及び車両に対する責任は、交通法規により事故当時者にて負担する(自己搭乗者の被害を除く)

(7) チームは、練習場及び集合場所への往復途上における事故の責を、一切負わない。

(総会)

**第13条** 総会は全団員をもって開催し、代表が召集して開催する。総会は団員の過半数の

出席により成立し、議事は出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は、議長が決定する。

総会の審議事項は、おおむね次の通りである。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 運営方針に関すること。

(3) その他必要なこと。

付則 この規約は平成16年5月 日より施行する

規約改正 平成17年5月8日